

平成27年6月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号

株 式 会 社 テクノメディカ

代表取締役社長

實 吉 政 知

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル 南館3階 「ヘンリーハウス」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第28期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額決定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬の額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.technomedica.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策により、総じて緩やかな回復基調が続いたものの、消費税率引き上げの影響により個人消費の低迷が長期化するなど、先行きに予断を許さない状況が続きしました。世界経済においては、米国をはじめとする先進国において緩やかな回復が続く一方、新興国における景気拡大に鈍化がみられるなど、地域ごとのばらつきが拡大し、安定感を欠いた状態で推移しました。

国内医療業界では、平成26年4月1日の診療報酬改定が0.1%のプラス改定であったものの、消費税引き上げに伴うコスト補填分を除けば実質1.26%のマイナスであり、政府による医療費増加の抑制政策が続く現状において、医療施設は設備投資に対して慎重な姿勢を維持しており、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社では、採血管準備装置の主力機種であるBC・ROBO-8000RFID、全自動尿分取装置UA・ROBO-2000RFIDにより、既存ユーザーの更新需要を着実に捕捉するとともに、健診施設・クリニック向けの卓上タイプにより、中小規模の医療施設における検体管理強化のニーズにも対応し、更なる市場シェアの拡大に注力してまいりました。

(※) RFID:Radio Frequency IDentification・・・ICタグの個別情報を無線通信によって読み書きするシステム

その結果、国内市場における売上高は、主に採血管準備装置の販売が堅調に推移したことにより、8,764,436千円(前期比5.5%増加)となりました。

海外市場における売上高は、中国をはじめとするアジア市場において販売が好調であったことにより、755,203千円(前期比8.5%増加)、また、総売

上高に対する海外売上高の占める割合は、前期比0.2ポイント増加し7.9%となりました。

以上の営業活動の結果、当事業年度の売上高は9,519,640千円（前期比5.8%増加）となりました。品目別の売上高としては、採血管準備装置（前期比7.9%増加）、消耗品等（前期比5.1%増加）が、前期比において増加となりました。

利益面に関しては、仕入原価の増加等により売上総利益は4,528,941千円（前期比0.1%減少）となった一方、研究開発の一部で進捗が予定より遅れ、研究開発費が前期比120,998千円減の351,763千円となったことから販売費および一般管理費は2,208,671千円（前期比7.1%減少）となり、営業利益は2,320,270千円（前期比7.6%増加）、経常利益は2,323,272千円（前期比7.6%増加）、当期純利益は1,486,533千円（前期比9.7%増加）となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

| 区 分     | 第 27 期<br>(平成26年3月期) |           | 第 28 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |           | 前期比           |          |
|---------|----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------|----------|
|         | 金 額                  | 構成比       | 金 額                             | 構成比       | 金 額           | 増減率      |
| 採血管準備装置 | 千円<br>4,204,502      | %<br>46.7 | 千円<br>4,535,518                 | %<br>47.6 | 千円<br>331,016 | %<br>7.9 |
| 検体検査装置  | 681,615              | 7.6       | 608,423                         | 6.4       | △73,192       | △10.7    |
| 消耗品等    | 3,905,997            | 43.4      | 4,103,774                       | 43.1      | 197,776       | 5.1      |
| その他     | 207,944              | 2.3       | 271,924                         | 2.9       | 63,979        | 30.8     |
| 合 計     | 9,000,060            | 100.0     | 9,519,640                       | 100.0     | 519,580       | 5.8      |

#### <採血管準備装置>

当事業年度における採血管準備装置の売上高は4,535,518千円（前期比7.9%増加）となりました。

検体情報の統括管理システム「RFID」を搭載した、付加価値の高い製品を積極的に提案することで、既存顧客の買い替え需要を捉え、堅調な販売を維持いたしました。

以上の結果、当事業年度の採血管準備装置の新規および更新納入施設数は274施設（前期比16施設増）となりました。納入施設数の内訳は、国内新規案件51施設（前期比3施設減）、国内更新案件169施設（前期比15施設増）、海外新規案件54施設（前期比4施設増）となりました。

#### <検体検査装置>

当事業年度における検体検査装置の売上高は608,423千円（前期比10.7%減少）となりました。

血液ガス分析装置「GASTAT-1800シリーズ」、「GASTAT-navi」に加え、電解質分析装置では、前期よりハンディ型の「STAX-5 inspire」、今期よりデスクトップ型の最新機種「STAX-6」を販売開始し、ラインナップの拡充により多様なニーズへの対応をおこなってまいりましたが、前事業年度において大手製薬会社向けに電解質分析装置のスポット売上があった影響等により、前期比では売上減となりました。

#### <消耗品等>

当事業年度における消耗品等の売上高は4,103,774千円（前期比5.1%増加）となりました。

採血管準備装置のユーザーへの営業訪問時、および技術サービス出向時を活用し、当社純正の消耗品の使用を促進する営業活動を継続しておこない、装置の累計納入台数に比例して、安定した売上を確保いたしました。

#### <その他>

当事業年度において、その他の売上高は271,924千円（前期比30.8%増加）となりました。

検査システムの大型案件の受注により、昨年に比べて売上増となりました。

#### ② 設備投資の状況

特筆すべき重要な事項はありません。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分           | 第25期<br>(平成24年3月期) | 第26期<br>(平成25年3月期) | 第27期<br>(平成26年3月期) | 第28期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 7,980,933          | 8,151,194          | 9,000,060          | 9,519,640                     |
| 経 常 利 益(千円)   | 1,831,251          | 1,944,780          | 2,159,540          | 2,323,272                     |
| 当 期 純 利 益(千円) | 1,074,418          | 1,243,745          | 1,355,064          | 1,486,533                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 122.65             | 141.98             | 154.69             | 169.70                        |
| 総 資 産(千円)     | 12,004,579         | 12,809,271         | 13,845,952         | 15,693,472                    |
| 純 資 産(千円)     | 9,071,493          | 10,058,278         | 11,147,500         | 12,344,861                    |

(注) 当社は、平成25年10月1日付で、株式1株につき300株の株式分割をおこなっておりま  
す。当該株式分割については、第25期の期首に株式分割がおこなわれたと仮定して1株当  
たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

少子化・高齢化の速度が速い我が国では、医療費の増大が国家財政上の大きな負担となり、医療保険財政の悪化に対応するための医療財政の緊縮化、医療費適正化政策の維持・強化等、政府の医療費抑制政策が継続して推進されております。

臨床検査医療費は、医療保険制度のもと、診療体系による支払制度が基準となっておりますため、制度改革論議のもとにおいて恒常的に2年毎におこなわれる診療報酬の改定は、医療機関の収入に影響し、必然的に当社が主要なターゲットとしている臨床検査市場全体へと響くことが予想されます。

また医療施設では、臨床検査装置の自動化、ブランチラボ（注1）やFMS（注2）方式による検査の外注・委託の増加、医療施設の統廃合が引続きおこなわれ、今後益々の値下げ要請およびメーカー間の競争が激しくなると予想されます。

医療施設におけるコスト削減および効率化がおこなわれていく一方、医療の安全への関心の高まり、質の向上、QOL（注3）を重視する風潮は強まり、病気の診断治療から予防へ、治療技術からQOL重視へと医療の質が転機を迎えつつある現在、医療機器メーカーについても新たな視座に立ち、その在り方を検討することが必要とされております。

このような見通しの中、医療財政やQOLの観点からも、長期療養を要する生活習慣病やストレス診断等のセルフケア、プライマリーケアを実施できるよう、今後も保険点数の影響に左右されず付加価値を付けたPOCT（注4）分野の検体検査装置やヘルスケア製品の研究開発に引続き注力をしてまいります。

政府の推進する医療施設業務のIT化による電子カルテやオーダーリングシステムの普及に伴い、需要の高まりがある採血管準備装置については新製品の積極的な営業活動を展開するとともに、採血管準備装置導入の後押しとなる

電子カルテ・検査システムの販売と併せて、更なるシェアの拡大に努めてまいります。

医療機器産業では、品質・コスト面において世界的な競争激化が予見されるため、バイオ技術や新素材の利用をおこない、新しい技術を医療機器へ応用した、新規性のあるお客様に選ばれる製品の早期製品化に努めてまいります。

また、経営の透明化および効率化、経営資源の選択と集中、ならびに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定機関の確立をコーポレート・ガバナンスの基本と考え、企業の成長、企業価値の最大化を目指すとともに、より充実したコーポレート・ガバナンスの確立に努めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、経営者層だけでなく、従業員一人ひとりが、法令はもとより社会規範の遵守、徹底に努め業務をおこなってまいります。

(注1) ブランチラボ

受託先(検査センター)が病院内のスペースに新たに検査室を作るというものであります。

(注2) FMS (Facility Managed System) 方式

臨床検査を担当する技師およびそのスペースは病院側から提供されるが、分析装置などの設備、試薬や消耗品等のランニングコストおよび、検査部運営のためのノウハウは受託先の検査センターが負担するシステムであります。

(注3) QOL (Quality Of Life)

人間が日常生活上で必要とされている満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因のことであります。

(注4) POCT (Point Of Care Testing)

診察・看護の現場で医療スタッフが実施する簡易検査ならびに患者自身が在宅で実施する自己検査のことであります。

(5) 主要な事業内容（平成27年 3月31日現在）

当社は、臨床検査用分析装置および医療機器の研究開発、製造、販売、輸出および、これら装置で使用する消耗品の製造、販売を主たる業務とし、さらにこれら装置の保守サービス等の事業活動を展開しております。

主要な製品は次のとおりであります。

| 品 目     | 主 な 製 品                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採血管準備装置 | 採血管準備装置とその周辺機器である採血・採尿自動受付機、採血台搬送表示システム、自動検体仕分け装置、自動尿分取装置、一般検査前処理装置、P I S患者認識システムおよびアンプルラベラー                           |
| 検体検査装置  | 血液ガス分析装置、ハンディ型血液ガス分析装置、電解質分析装置および赤血球沈降速度測定機、ヘルスケア製品                                                                    |
| 消耗品等    | 採血管準備装置、検体検査装置およびその他に含まれる分析装置で検査時に使用する採血管、ラベル、日常校正イオン電極用常用標準血清、センサーカード、ガストロール、キャリブレーション用バック、ハルンカップ、採血管準備装置および検体検査装置の保守 |
| その他     | 臨床検査システム、電子カルテ、糖度酸度分析装置および養液測定装置                                                                                       |

(6) 主要な営業所および工場（平成27年 3月31日現在）

|     |               |
|-----|---------------|
| 本社  | 神奈川県横浜市       |
| 支店  | 名古屋（名古屋市千種区）  |
|     | 大 阪（大阪市淀川区）   |
|     | 福 岡（福岡市博多区）   |
| 営業所 | 札 幌（札幌市中央区）   |
|     | 仙 台（仙台市泉区）    |
|     | 甲信越（長野県松本市）   |
|     | 北関東（さいたま市大宮区） |
|     | 広 島（広島市安佐南区）  |
|     | 松 山（愛媛県松山市）   |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 189 (53) 名 | 9 (2) 名           | 37.0歳   | 8.6年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 35,040,000株
- ② 発行済株式の総数 8,760,000株  
（注）発行済株式の総数には、自己株式99株が含まれております。
- ③ 株主数 2,132名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 實 吉 繁 幸                                                              | 1,409,700株 | 16.09%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>（常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）   | 752,600株   | 8.59%   |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG<br>（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）                | 565,201株   | 6.45%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224<br>（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） | 465,300株   | 5.31%   |
| 鈴 木 索                                                                | 438,000株   | 5.00%   |
| テ ク ノ メ デ ィ カ 従 業 員 持 株 会                                            | 360,300株   | 4.11%   |
| 株 式 会 社 オ ー ト ニ ク ス                                                  | 273,600株   | 3.12%   |
| 鈴 木 満 寿 世                                                            | 255,600株   | 2.91%   |
| 平 澤 修                                                                | 244,000株   | 2.78%   |
| 實 吉 政 知                                                              | 180,900株   | 2.06%   |

（注）持株比率は自己株式（99株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                              |
|---------------|---------|--------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 實 吉 繁 幸 | —                                          |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 實 吉 政 知 | —                                          |
| 常 務 取 締 役     | 田 口 薫   | 営業本部長兼東日本営業部長<br>兼 本 社 営 業 部 長             |
| 常 務 取 締 役     | 野 田 哲   | 経営管理部長兼経営企画室長                              |
| 取 締 役         | 平 澤 修   | 医療ソリューション開発部長                              |
| 取 締 役         | 松 本 俊 一 | 設 計 部 長                                    |
| 取 締 役         | 武 田 真 人 | 西 日 本 営 業 部 長<br>兼 大 阪 支 店 長 兼 名 古 屋 支 店 長 |
| 取 締 役         | 井 上 淳   | 営 業 企 画 部 長                                |
| 常 勤 監 査 役     | 皆 川 公 一 | —                                          |
| 監 査 役         | 高 良 高   | —                                          |
| 監 査 役         | 水 野 宏 治 | —                                          |
| 監 査 役         | 倉 島 君 夫 | —                                          |

- (注) 1. 監査役高良高氏、監査役水野宏治氏並びに監査役倉島君夫氏は、社外監査役であります。
2. 平成26年6月25日付で以下の取締役の地位及び担当を変更しております。
- ・取締役實吉政知氏は社長補佐から代表取締役社長に就任いたしました。
  - ・取締役田口薫氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。
  - ・取締役野田哲氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。

- ・取締役武田真人氏は西日本営業部長兼名古屋支店長から西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長に就任いたしました。
- 3. 取締役小山維久氏は平成26年6月25日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任し、輸出管理室長に就任いたしました。
- 4. 当社は、監査役倉島君夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額                  |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役              | 9名          | 160,936千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 16,151千円<br>(7,481千円)  |
| 合 計<br>(うち社外監査役)   | 13名<br>(3名) | 177,088千円<br>(7,481千円) |

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成26年6月25日開催の第27期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました取締役1名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年12月17日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年12月17日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 高 良 高   | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席いたしました。必要に応じ、経営コンサルタント事業での豊富な経験と経営全般に関する見識を有する監査役として発言をおこなっております。   |
| 監査役 水 野 宏 治 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席いたしました。必要に応じ、医薬品業界での主として経理部門の豊富な経験と見識を有する監査役として発言をおこなっております。        |
| 監査役 倉 島 君 夫 | 当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席いたしました。必要に応じ、外資系医薬品製造販売会社の日本法人代表としての豊富な経験と見識を有する監査役として発言をおこなっております。 |

## ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ホ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

監査役水野宏治氏は、当社代表取締役社長實吉政知の三親等の親族（姻族）であります。

## ヘ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外監査役の機能および員数の充実により取締役の監視・監督を強化する、との方針から社外取締役を選任しておりませんでした。会社法改正に伴い新たに導入された「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、平成27年6月25日開催の定時株主総会において社外取締役を選任する予定であり、これにより更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                       | 支 払 額    |
|---------------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 21,000千円 |
| ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成27年4月8日）

### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ロ. 取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査役会による監査を受ける。
- ハ. 業務部門から独立した内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
- ニ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
- ホ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営企画室を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進めており、各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。
- ロ. リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

- ③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- イ．取締役の職務執行は、所定の規程に沿って策定される経営計画に則りおこなう。その計画の履行状況は経営会議（＝全国責任者会議）にて確認する。
  - ロ．取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会の開催をおこなう。
- ④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
- 代表取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役および監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。
- ⑤ 使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ．コンプライアンスの取り組みは経営企画室が統括し、『倫理規程および行動規範』および『コンプライアンス規程』の徹底を図るべく、使用人（＝社員）教育等を同部門を中心としておこなう。
  - ロ．使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
  - ハ．業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室は、内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視を経営企画室と連携しておこない、その結果について代表取締役に適宜報告する。
- ⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人（＝社員）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から職務補助者（監査役スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査役と取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査役スタッフとして配置するものとする。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人（＝社員）の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該監査役の職務補助者（監査役スタッフ）は、監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また、当該監査役スタッフの人事考課については監査役会がおこない、人事異動については、監査役会の事前同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役および使用人（＝社員）が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ．取締役および使用人（＝社員）は、監査役が出席する取締役会・常勤監査役が出席する経営会議（＝全国責任者会議）等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査役の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。
- ロ．取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査役に対して遅滞なく報告する。
- ハ．監査役に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ．監査役は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
- ロ．監査役は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
- ハ．監査役は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

各事業年度における配当の回数につきましては、期末配当のみ1回を基本としておりますが、業績の状況に応じて中間配当制度を活用し、株主の皆様への適切な利益還元を図りたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、激変する社会の変化、医療の変化に迅速に対応すべく、不断の技術革新に努め、市場ニーズに対応した新規性のある製品の研究開発やグローバルな事業戦略の展開を積極的におこなうために有効投資をし、収益の向上を図り株主の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------|------------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産     | 14,038,297 | 流 動 負 債         | 3,048,394  |
| 現金及び預金      | 7,539,607  | 買 掛 金           | 2,121,731  |
| 受 取 手 形     | 694,260    | 未 払 金           | 81,028     |
| 売 掛 金       | 4,139,903  | 未 払 費 用         | 59,129     |
| 商品及び製品      | 1,389,821  | 未 払 法 人 税 等     | 464,377    |
| 仕 掛 品       | 133,675    | 未 払 消 費 税 等     | 163,867    |
| 原材料及び貯蔵品    | 73,034     | 預 り 金           | 9,005      |
| 前 払 費 用     | 11,447     | 賞 与 引 当 金       | 113,650    |
| 繰延税金資産      | 116,907    | 役員賞与引当金         | 34,500     |
| そ の 他       | 1,114      | そ の 他           | 1,104      |
| 貸倒引当金       | △61,475    | 固 定 負 債         | 300,215    |
| 固 定 資 産     | 1,655,174  | 役員退職慰労引当金       | 250,085    |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,356,163  | 製品保証引当金         | 40,787     |
| 建 物         | 428,453    | そ の 他           | 9,342      |
| 構 築 物       | 785        | 負 債 合 計         | 3,348,610  |
| 機 械 及 び 装 置 | 107,825    | 純 資 産 の 部       |            |
| 工 具 器 具 備 品 | 31,772     | 株 主 資 本         | 12,344,861 |
| 土 地         | 787,326    | 資 本 金           | 1,069,800  |
| 無 形 固 定 資 産 | 31,008     | 資 本 剰 余 金       | 967,926    |
| 電 話 加 入 権   | 1,177      | 資 本 準 備 金       | 967,926    |
| 特 許 権       | 1,350      | 利 益 剰 余 金       | 10,307,352 |
| 商 標 権       | 666        | 利 益 準 備 金       | 18,483     |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 27,814     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 10,288,868 |
| 投資その他の資産    | 268,002    | 別 途 積 立 金       | 6,300,000  |
| 出 資 金       | 7,510      | 繰越利益剰余金         | 3,988,868  |
| 長期未収入金      | 35,746     | 自 己 株 式         | △217       |
| 繰延税金資産      | 131,163    | 純 資 産 合 計       | 12,344,861 |
| そ の 他       | 129,328    | 負 債 純 資 産 合 計   | 15,693,472 |
| 貸倒引当金       | △35,746    |                 |            |
| 資 産 合 計     | 15,693,472 |                 |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,519,640 |
| 売 上 原 価                 | 4,990,698 |
| 売 上 総 利 益               | 4,528,941 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,208,671 |
| 営 業 利 益                 | 2,320,270 |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 1,339     |
| 受 取 配 当 金               | 1,575     |
| そ の 他                   | 956       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 90        |
| 保 険 解 約 損               | 736       |
| そ の 他                   | 42        |
| 経 常 利 益                 | 2,323,272 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,323,272 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 806,776   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 29,962    |
| 当 期 純 利 益               | 1,486,533 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|          | 株主資本      |         |         |        |           |           |            |
|----------|-----------|---------|---------|--------|-----------|-----------|------------|
|          | 資本金       | 資本剰余金   |         | 利益剰余金  |           |           |            |
|          |           | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計    |
|          |           |         |         |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |            |
| 当期首残高    | 1,069,800 | 967,926 | 967,926 | 18,483 | 5,800,000 | 3,291,413 | 9,109,897  |
| 当期変動額    |           |         |         |        |           |           |            |
| 剰余金の配当   |           |         |         |        |           | △289,078  | △289,078   |
| 当期純利益    |           |         |         |        |           | 1,486,533 | 1,486,533  |
| 別途積立金の積立 |           |         |         |        | 500,000   | △500,000  | —          |
| 自己株式の取得  |           |         |         |        |           |           |            |
| 当期変動額合計  | —         | —       | —       | —      | 500,000   | 697,455   | 1,197,455  |
| 当期末残高    | 1,069,800 | 967,926 | 967,926 | 18,483 | 6,300,000 | 3,988,868 | 10,307,352 |

|          | 株主資本 |            | 純資産合計      |
|----------|------|------------|------------|
|          | 自己株式 | 株主資本合計     |            |
| 当期首残高    | △122 | 11,147,500 | 11,147,500 |
| 当期変動額    |      |            |            |
| 剰余金の配当   |      | △289,078   | △289,078   |
| 当期純利益    |      | 1,486,533  | 1,486,533  |
| 別途積立金の積立 |      | —          | —          |
| 自己株式の取得  | △94  | △94        | △94        |
| 当期変動額合計  | △94  | 1,197,360  | 1,197,360  |
| 当期末残高    | △217 | 12,344,861 | 12,344,861 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (個別注記表)

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料 …月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 ……8～38年

構築物 ……15～20年

機械及び装置 ……7～12年

工具器具備品 ……2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

商標権

商標権については、定額法（償却期間10年）を採用しております。

特許権

特許権については、定額法（償却期間8年）を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込

額に基づき計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上して

おります。

##### ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく

期末支給額を計上しております。

##### ⑤ 製品保証引当金……………販売済み製品の無償でおこなう消耗部品の取替費用に充てる

ため、販売台数を基準として過去の実績率により算定した額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 107,996千円 |
| 構築物 | 291千円     |
| 土地  | 389,742千円 |
| 合計  | 498,030千円 |

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

588,117千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 発行済株式     |             |            |            |            |
| 普 通 株 式   | 8,760,000株  | —          | —          | 8,760,000株 |
| 自己株式      |             |            |            |            |
| 普 通 株 式   | 58株         | 41株        | —          | 99株        |

(注) 普通株式の自己株式数の41株増加については、単元未満株式の買取によるものであります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

平成26年6月25日開催の第27期定時株主総会決議による配当に関する事項

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 289,078        | 33              | 平成26年3月31日 | 平成26年6月26日 |

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 376,675        | 43              | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

#### (3) 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金需要は、生産活動に必要な運転資金、事業規模の成長に応じて製品および消耗品の出荷・検品作業並びに研究開発施設の増設をおこなうための設備投資資金、市場の潜在需要を掘り起こす新しい価値をもった独創的新製品の開発および既存製品の製品競争力強化のための研究開発資金が主な内容であります。当社では資金の使途、目的に応じ、営業活動から得られるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等、調達方法を組み合わせ、資金の確保に努めております。また、保有資金の運用は極めて安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

###### ② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程および債権管理規程に従い、取引単位で期日管理と残高管理をおこなっております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取締役会規程に従い、出資単位で出資の可否および継続の判断をおこなっております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

営業の主たる目的以外の取引に関する債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の決算日）における、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2 参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 7,539,607        | 7,539,607  | —          |
| (2) 受取手形   | 694,260          | 694,260    | —          |
| (3) 売掛金    | 4,139,903        |            |            |
| 貸倒引当金      | △61,475          |            |            |
| 売掛金（純額）    | 4,078,427        | 4,078,427  | —          |
| (4) 長期未収入金 | 35,746           |            |            |
| 貸倒引当金      | △35,746          |            |            |
| 長期未収入金（純額） | —                | —          | —          |
| (5) 買掛金    | 2,121,731        | 2,121,731  | —          |
| (6) 未払金    | 81,028           | 81,028     | —          |
| (7) 未払法人税等 | 464,377          | 464,377    | —          |
| (8) 未払消費税等 | 163,867          | 163,867    | —          |
| (9) 預り金    | 9,005            | 9,005      | —          |

（注1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した売掛金毎に、売掛金を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクは個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを時価とみなしております。

(4) 長期未収入金

これらの時価については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金、並びに(9) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払法人税等、並びに(8) 未払消費税等

これらは短期間で納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分  | 貸借対照表計上額（千円） |
|-----|--------------|
| 出資金 | 7,510        |

これらについては、現金を受け取るまでの期間または現金を返還するまでの期間を合理的に見積もることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前掲の表から除外しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

##### 繰延税金資産（流動）

|         |          |
|---------|----------|
| 未払事業税   | 34,199千円 |
| 賞与引当金   | 37,504千円 |
| 貸倒引当金   | 20,286千円 |
| 棚卸資産評価損 | 18,204千円 |
| その他     | 6,711千円  |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）小計 | 116,907千円 |
|--------------|-----------|

##### 繰延税金資産（固定）

|           |          |
|-----------|----------|
| 製品保証引当金   | 13,301千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 81,571千円 |
| 貸倒引当金     | 34,368千円 |
| その他       | 1,922千円  |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（固定）小計 | 131,163千円 |
|--------------|-----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 248,070千円 |
|----------|-----------|

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等がおこなわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は21,206千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員および個人主要株主等

| 種 類                               | 会社等の名称<br>又は氏名 | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関 係 内 容    |            | 取引の内容             | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----------------------------------|----------------|----------------------|-------------------|-------------------------------|------------|------------|-------------------|--------------|-----|--------------|
|                                   |                |                      |                   |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                   |              |     |              |
| 主要株主（個人）およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | ㈱オートニクス        | 30,000               | 製 造 業             | (被所有) 直接 3.1                  | なし         | 製造委託等      | 製品等購入<br>(注2)     | 597,788      | 買掛金 | 241,082      |
|                                   |                |                      |                   |                               |            |            |                   |              | 未払金 | 972          |
|                                   |                |                      |                   |                               |            | 研究開発業務の委託  | 製品開発業務の委託<br>(注2) | 10,940       | 未払金 | —            |
|                                   |                |                      |                   |                               |            | 製品販売等      | 製品等の販売<br>(注3)    | 17,403       | 売掛金 | 8,440        |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 製品等の購入、および研究開発業務の委託については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上交渉により決定しており、他の取引先と同様の条件で製品等を購入、および研究開発業務の委託をしています。

3. 製品等の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,409円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 169円70銭   |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

株式会社テクノメディア  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松 本 保 範 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 阪 田 大 門 (印) |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノメディアの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月2日

| 株 式 会 社 テ ク ノ メ デ ィ カ |   |   |   | 監 査 役 会 |   |
|-----------------------|---|---|---|---------|---|
| 常 勤 監 査 役             | 皆 | 川 | 公 | 一       | ㊞ |
| 社 外 監 査 役             | 高 | 良 |   | 高       | ㊞ |
| 社 外 監 査 役             | 水 | 野 | 宏 | 治       | ㊞ |
| 社 外 監 査 役             | 倉 | 島 | 君 | 夫       | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開および安定配当の維持等を総合的に勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
1株につき金43円とさせていただきますと存じます。  
当社普通株式 1株につき金43円 総額376,675,743円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。

当社は、監査等委員会を新たに設置し、取締役会において議決権を有する監査等委員による取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化すべく、監査等委員会設置会社への移行をおこないたいと存じます。

これに伴い、新設する監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加、廃止となる監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更をおこなうものであります。

また同時に、取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮するための取締役の責任免除に関する規定の新設や、取締役との責任限定契約に関する規定の新設等、新たな体制に即した組織づくりを可能とするための諸変更をおこなうとともに、条文の構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更をおこなうものであります。なお、取締役の責任免除及び責任限定契約に係る定款変更については、各監査役の同意を得ております。

また、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 <条文省略><br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 医療用機器、カメラ写真材料、光学用機器、理化学用機器、事務用機器、通信機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の製造、販売、 <u>並びに輸出入、及びリース業</u> | 第1条 <現行どおり><br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 医療用機器、カメラ写真材料、光学用機器、理化学用機器、事務用機器、通信機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の製造、販売、輸出入、リース業 <u>および古物売買業</u> |
| 第3条 <条文省略>                                                                                                                                | 第3条 <現行どおり>                                                                                                                                   |

| 現行定款                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (機関)                                                                                                                                      | (機関)                                                                                                                                                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>4. 会計監査人                                                                 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査等委員会<br>(削 除)<br>3. 会計監査人                                                                                     |
| 第5条～第12条 <条文省略>                                                                                                                           | 第5条～第12条 <現行どおり>                                                                                                                                               |
| (招集権者及び議長)                                                                                                                                | (招集権者及び議長)                                                                                                                                                     |
| 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。<br>② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。<br>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。                                                        |
| 第14条～第17条 <条文省略>                                                                                                                          | 第14条～第17条 <現行どおり>                                                                                                                                              |
| (取締役の員数)                                                                                                                                  | (取締役の員数)                                                                                                                                                       |
| 第18条 当社の取締役は10名以内とする。<br>(新 設)                                                                                                            | 第18条 当社の取締役は15名以内とする。<br>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。                                                                                                      |
| (取締役の選任方法)                                                                                                                                | (取締役の選任方法)                                                                                                                                                     |
| 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。                                                                                                                 | 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議により選任する。                                                                                                  |
| (取締役の任期)                                                                                                                                  | (取締役の任期)                                                                                                                                                       |
| 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>(新 設)                                                                       | 第20条 取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> |

| 現行定款                                                                              | 変更案                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                             |                                                                                                               |
| (新 設)                                                                             | <p>③ 当会社は、<u>会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>       |
| ② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。                      | <p>④ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>       |
| 第21条 <条文省略>                                                                       | 第21条 <現行どおり>                                                                                                  |
| (取締役会の招集手続き)                                                                      | (取締役会の招集手続き)                                                                                                  |
| 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発送するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 | 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発送するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。                                   |
| ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                | ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                                                 |
| (代表取締役及び役付取締役)                                                                    | (代表取締役及び役付取締役)                                                                                                |
| 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。                                                      | 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から選定する。                                                 |
| ② <条文省略>                                                                          | ② <現行どおり>                                                                                                     |
| ③ <条文省略>                                                                          | ③ <現行どおり>                                                                                                     |
| (新 設)                                                                             | (重要な業務執行の決定の委任)                                                                                               |
|                                                                                   | <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                    | 変更案                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第24条 <条文省略>                                                                                             | 第25条 <現行どおり>                                                                                                            |
| (取締役会の決議の省略)                                                                                            | (取締役会の決議の省略)                                                                                                            |
| 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 | 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。                                                                         |
| (新 設)                                                                                                   | (取締役会規程)                                                                                                                |
| (取締役会の議事録)                                                                                              | 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。                                                                      |
| 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。           | (取締役会の議事録)                                                                                                              |
| ② <条文省略>                                                                                                | 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。                                |
| (報酬等)                                                                                                   | ② <現行どおり>                                                                                                               |
| 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。                                 | (報酬等)                                                                                                                   |
| (新 設)                                                                                                   | 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。                                   |
| (新 設)                                                                                                   | 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                         |
| (新 設)                                                                                                   | ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |

| 現行定款                                                                        | 変更案        |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第5章 監査役及び監査役会                                                               | 第5章 監査等委員会 |
| (監査役の員数)                                                                    | (削 除)      |
| 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。                                                      |            |
| (監査役選任の方法)                                                                  | (削 除)      |
| 第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。                                                   |            |
| ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。          |            |
| (監査役の任期)                                                                    | (削 除)      |
| 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。                   |            |
| ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                   |            |
| (監査役会の招集手続き)                                                                | (削 除)      |
| 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発送するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 |            |
| ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。                               |            |
| (常勤の監査役)                                                                    | (削 除)      |
| 第32条 常勤の監査役は、監査役間相互の協議により選定する。                                              |            |
| (監査役会の決議方法)                                                                 | (削 除)      |
| 第33条 監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。                                      |            |

| 現行定款                                                                                     | 変更案                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <u>(監査役会の議事録)</u>                                                                        | (削 除)                                                                    |
| 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 |                                                                          |
| <u>(報酬等)</u>                                                                             | (削 除)                                                                    |
| 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。                                                             |                                                                          |
| (新 設)                                                                                    | <u>(監査等委員会の権限)</u>                                                       |
|                                                                                          | 第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。                     |
| (新 設)                                                                                    | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                     |
|                                                                                          | 第32条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
|                                                                                          | ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。                         |
| (新 設)                                                                                    | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                        |
|                                                                                          | 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                 |
| 第36条～第37条 <条文省略>                                                                         | 第34条～第35条 <現行どおり>                                                        |
| <u>(報酬等)</u>                                                                             | <u>(報酬等)</u>                                                             |
| 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。                                                     | 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                   |
| 第39条～第42条 <条文省略>                                                                         | 第37条～第40条 <現行どおり>                                                        |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | さね よし しげ ゆき<br>實 吉 繁 幸<br>(昭和21年12月8日生) | 昭和40年4月 株式会社常光入社<br>昭和62年9月 当社 代表取締役社長就任<br>平成21年6月 当社 代表取締役会長就任（現任）                                                                                                                                                                       | 1,409,700株 |
| 2         | さね よし まさ とも<br>實 吉 政 知<br>(昭和48年4月1日生)  | 平成7年4月 株式会社オートニクス入社<br>平成11年6月 当社入社<br>平成14年4月 当社 総務室長就任<br>平成21年6月 当社 取締役総務室長就任<br>平成25年6月 当社 取締役社長補佐就任<br>平成26年6月 当社 代表取締役社長就任（現任）                                                                                                       | 180,900株   |
| 3         | た ぐち かおる<br>田 口 薫<br>(昭和26年8月26日生)      | 昭和50年4月 株式会社常光入社<br>平成元年4月 当社入社 名古屋支店長就任<br>平成7年6月 当社 取締役西日本営業部長就任<br>平成13年4月 当社 取締役営業本部長就任<br>平成14年4月 当社 取締役営業本部長兼本社営業部長就任<br>平成20年4月 当社 取締役営業本部長就任<br>平成25年6月 当社 取締役営業本部長兼東日本営業部長兼本社営業部長就任<br>平成26年6月 当社 常務取締役営業本部長兼東日本営業部長兼本社営業部長就任（現任） | 45,400株    |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | の だ さとし<br>野 田 哲<br>(昭和26年2月9日生)       | 昭和48年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成15年1月 当社入社<br>平成17年6月 当社 取締役経営企画室長兼内部監査室長就任<br>平成19年10月 当社 取締役経営企画室長就任<br>平成25年6月 当社 取締役経営管理部長兼経営企画室長就任<br>平成26年6月 当社 常務取締役経営管理部長兼経営企画室長就任（現任） | 1,500株         |
| 5         | ひら さわ よしみ<br>平 澤 修<br>(昭和28年9月24日生)    | 昭和52年4月 株式会社常光入社<br>昭和62年9月 当社入社 取締役開発部長就任<br>平成14年4月 当社 取締役医療ソリューション開発部長就任（現任）                                                                                                         | 244,000株       |
| 6         | まつ もと とし かず<br>松 本 俊 一<br>(昭和30年2月3日生) | 昭和53年4月 株式会社常光入社<br>昭和62年9月 当社入社 取締役設計部長就任（現任）                                                                                                                                          | 146,100株       |
| 7         | たけ だ まさ と<br>武 田 真 人<br>(昭和37年2月24日生)  | 昭和61年4月 株式会社三幸商會入社<br>平成9年3月 当社入社<br>平成16年1月 当社 名古屋支店長就任<br>平成21年4月 当社 西日本営業部長兼名古屋支店長就任<br>平成21年6月 当社 取締役西日本営業部長兼名古屋支店長就任<br>平成26年6月 当社 取締役西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長就任（現任）                   | 6,200株         |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8          | いの う え じゅん<br>井 上 淳<br>(昭和44年10月24日生) | 平成4年4月 山本商会入社<br>平成6年7月 当社入社<br>平成16年4月 当社 北関東営業所長就任<br>平成21年4月 当社 東日本営業部長兼北関東営業所長就任<br>平成21年6月 当社 取締役東日本営業部長兼北関東営業所長就任<br>平成22年4月 当社 取締役東日本営業部長兼本社営業部長就任<br>平成25年6月 当社 取締役営業企画部長就任(現任) | 9,400株     |

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )               | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                           | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | みな かわ こう いち<br>皆 川 公 一<br>(昭和22年4月5日生) | 昭和46年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行<br>平成19年5月 当社入社 顧問就任<br>平成19年6月 当社 常勤監査役就任(現任)        | 2,300株     |
| 2          | たか ら たかし<br>高 良 高<br>(昭和19年11月7日生)     | 平成6年4月 株式会社高良経営(現 株式会社とんがりコラボ) 代表取締役就任<br>平成14年6月 当社 監査役就任(現任)<br>平成18年4月 株式会社とんがりコラボ監査役就任 | 1,800株     |
| 3          | みず の ひろ じ<br>水 野 宏 治<br>(昭和18年7月3日生)   | 昭和45年4月 株式会社マルピー薬品株式会社入社<br>平成14年6月 当社 監査役就任(現任)                                           | 900株       |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | くらしま きみお氏<br>倉島君夫<br>(昭和11年10月11日生) | 昭和38年4月 三井化学工業株式会社入社<br>昭和45年7月 日本ロシュ株式会社入社<br>同社ドイツ本社工場勤務<br>平成元年4月 同社取締役試薬本部長<br>平成10年8月 ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社代表取締役社長<br>平成13年1月 同社取締役会長<br>平成19年6月 当社 監査役就任(現任) | 2,700株     |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高良高氏、水野宏治氏、倉島君夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高良高氏は、中小企業診断士の資格を取得しており、経営コンサルタントとして多数の企業の経営指導を行ってきた経験から、当社取締役として経営全般の監視及び当社経営への有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 水野宏治氏は、医薬品業界での主として経理部門においての豊富な勤務経験から、経理にかかる幅広い見識を当社の監督機能の強化に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 倉島君夫氏は、診断薬・医療機器メーカーで長く活躍されており、国内外における経験及び企業経営についての十分な見識を有しておられ、かかる経験から当社取締役として医療業界における経営全般の監視及び有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 水野宏治氏は、当社代表取締役社長實吉政知の三親等の親族(姻族)であります。
7. 当社は、倉島君夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 高良高氏ならびに水野宏治氏は、当社の監査役に平成14年6月に就任後13年が経過しております。また、倉島君夫氏は、当社の監査役に平成19年6月に就任後8年が経過しております。
9. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役4名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに変えて、経済情勢等諸般の事情も考慮し、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額を、従前と同額の年額300,000千円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定について、従前通り取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である者を除いた取締役は、引き続き8名となります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額50,000千円以内とすること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目18番1号

新横浜国際ホテル南館3階 ヘンリーハウス

電話番号 045 (473) 1311



### ご利用いただく交通機関

J R 新横浜駅・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分

横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。